

令和7年度 四街道市立みそら小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、暴力・暴言の排除等、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

また、いじめが認知された場合、いじめを受けた児童、いじめを行った児童双方の保護者に対し、「みそら小学校いじめ防止基本方針」に沿い、正確に丁寧な説明を行い、信頼関係の下に理解と協力を得て、連携して解決に向かう。

※学校として特に配慮が必要な児童について

○発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

○海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○災害等で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○長期欠席児童や感染症に伴う欠席をしている児童（ワクチン接種及び副反応等を含む）については、差別や偏見等を生じさせないために、普段からの人権教育の促進を図り、かつ該当児童に十分な配慮と支援を行う。

*学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織

(1) 構成

いじめ防止対策委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭
特別支援教育コーディネーター

＊市教育委員会指導主事・スクールカウンセラー

PTA 会長・自治会役員

(当該児童の担任)

(医師・弁護士・心理士・警察等の専門家)

＊協議や対応する内容に応じて組織の構成を決定する。

(2) 開催

- ・原則として、学期に 1 回定例の委員会を行う。
- ・必要に応じて、臨時の委員会を開催する。
- ・会議の記録をとり、データ保存をする。

(3) 活動

- ①いじめ防止等の取り組みの年間計画の作成
- ②職員会議等での情報交換及び共通理解（月 1 回）
- ③いじめに関する実態アンケートの実施・集計（児童・保護者）
- ④いじめに関する校内研修の計画・実施
- ⑤いじめ防止の啓発
- ⑥いじめ発生時における事実関係の掌握、対応策の協議
- ⑦重大ないじめ発生時における市教育委員会への報告、医師、弁護士等の専門家を加えた事態の調査、対応策の協議

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級経営・学習指導の充実に努める。

- ①学級担任は、児童の実態を十分把握し、よりよい学級経営を行う。
- ②規律があり、どの児童にも分かる授業づくりを進め、児童一人一人に基礎的な学力を身に付け、周囲から認められているという実感を持った児童を育成する。
- ③教科の指導においては、生徒指導の実践上の視点である、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した授業づくりを行うことを示している。
- ④過度の競争意識や勝利至上主義等でいじめが起こることのないよう学級経営を行う。
- ⑤いじめの取り組みについて、ホームページへの掲載をしたり、入学説明会や年度始めの保護者会で周知したりするなど、啓発活動を進める。

(2) 道徳教育の充実に努める。

- ①道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高める。
- ②すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育成する。
- ③「命の教育」を充実させることで、自他共に命を大切にすることのできる児童を育成する。
- ④児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめ

に正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例などの資料を工夫する。

- ⑤互いを認め合いながら調整して問題を解決する力や、自分の言動が周囲にどのような影響を与えるか判断したりする力などのコミュニケーション能力を育成する。

(3) 縦割り活動の充実に努める。

年間を通した活動の中で、協力性を高め、思いやりの気持ちを育成する。

(4) いじめについての共通理解に努める。

- ①いじめの様態（インターネット上でのいじめも含む。）、特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議における生徒指導情報交換で職員の共通理解を図る。
- ②教職員は、自らの言動が児童に大きな影響を与え、いじめを助長する場合があることを認識し、校内研修等により、日頃より人権意識を高めるようにする。
- ③学期に1回、いじめに関するアンケート調査を行う。また、アンケート調査の後に教育相談週間を設定し、調査を基に教育相談を実施するようにし、児童一人一人の理解に努める。また、相談箱の積極的な活用を行い、児童の心の安定を図る。

(5) 児童自らがいじめについて考え、防止対策に取り組むことができるようにする。

- ①校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言等を行い、「学校いじめ防止基本方針」について、児童、保護者、地域に伝え、いじめの問題について児童自らが考えたり、友達同士や家族等で話し合う場を設定したりし、防止に向けて主体的に行動ができる児童を育成する。
- ②「いじめは決して許される行為ではない」ということを主張できる児童を育成するための取組を推進する。
- ③「豊かな人間関係づくり実践プログラム」「いじめ撲滅キャンペーン」等の計画的、組織的な指導計画を示していく。

(6) SOS の出し方教室について、4月中に実施して、児童が困ったときにいつでも相談しやすい体制を整える。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) いじめの早期発見・即時対応

日頃から相談しやすい人間関係の構築に努め、児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

① いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次の通り実施する。（予定）

- i) 児童対象いじめアンケート調査（実施月 6月、10月、2月）
- ii) 保護者対象いじめアンケート調査（実施月10月）
- iii) 教育相談週間における聞き取り調査（実施月 6月、10月、2月）

※アンケート用紙については、市教委の定める期間（3年保存・重大事態に関する場合は5年）適切に保存・管理する。

②いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行う事ができるよう次のとおり相談体制の

整備を行う。

- i) 教頭、養護教諭が相談窓口となり対応する。
- ii) 相談箱（職員玄関）について周知し、利用を呼び掛ける。
- iii) 上記の校内相談窓口及び外部相談窓口（四街道市青少年育成センター、四街道市役所子育て支援課、子どもと親のサポートセンター、いのちの電話、警察等）について全校集会や学校だより等で周知を図る。

③いじめの早期発見

- i) 休み時間等、児童の人間関係等を観察し、心身の状況把握に努める。
- ii) 気になる言動等が見られる場合には、速やかに家庭へ電話連絡や教育相談等の場で伝え、保護者と連携した対応を行う。
- iii) 自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって大人に相談することは正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- iv) 一人一台端末（タブレット端末）の活用による「デジタル相談箱」を導入し、児童がいつでも気軽に困りごとや悩みを相談できる体制をつくる。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童対象のアンケート調査にインターネットに関する項目を入れ、現状把握に努めるとともに、児童への情報モラル等に関する指導を継続的に行う。

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめの相談を受けた場合、及びいじめを発見した場合は、関係児童の安全と人権に配慮しながら、訴えのあった内容について親身に話を聞くようにする、その際、複数の職員で対応するようにする。
- (2) いじめに対する相談を受けた場合、及びいじめを発見した場合は、速やかに管理職に報告する。事実の有無（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等の内容）を確認し記録をとる。その結果を教育委員会に報告するとともに、隠蔽等はせず、「学校いじめ防止基本方針」に沿って、関係保護者に丁寧な説明を行う。
- (3) いじめの相談を受けた場合、及びいじめを発見した場合は、いじめ防止対策委員会を開き、被害児童を支援するための対処プランを策定し、いじめが解消に至るまで実行する。
- (4) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
（スクールカウンセラー等の活用を図る。）
- (5) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる。いじめをやめさせることはできなくても、周囲の大人に伝える勇気をもつことができるようにしていく。また、はやし立てるなど同調していた児童へは、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、「いじめが絶対に許されない行為である」ということを徹底させる。
- (6) 当該児童を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、すべての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (7) いじめを行った児童については、必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場において学習を行わせるな

ど、いじめを行った児童が、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童に対し、圧力をかけること等が無いようにし、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。

- (8) いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取組だけではなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策に取り組んでいく。
- (9) いじめが「解消している」状態については、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめの被害児童及び加害児童を注意深く観察していく。

※いじめが解消している状態（国基本方針より）

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- (10) いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認めるときは、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (11) 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させる。
- (12) 関係児童のプライバシーに十分留意して対応する。
- (13) いじめの被害児童の安全確保を最優先し、徹底して児童を守る。

6 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第28条1項 1号、2号より抜粋）

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられている重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会を通じ、市長に報告する。
- ②教育委員会と協議の上、弁護士、精神科医、スクールソーシャルワーカー、警察等の専門的知識を有する者を加えた当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（全校児童や保護者に対してのアンケート調査等）を速やかに実施するとともに、関係諸機関との連携を適切

に行う。調査にあたっては、国基本方針及び県基本方針をふまえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づいて行う。また、認知に係る報告書、調査に係る報告書等は文書により報告する。

- ④事実関係の把握とともにメンタルヘルスケア等を行い、全校児童の不安を解消する。
- ⑤上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえるものとする。

※緊急連絡先及び相談窓口

四街道市立みそら小学校	043-432-1500（担当 教頭・養護教諭）		
四街道市青少年育成センター	043-421-7867	こども人権 1 1 0	0120-007-110
四街道警察	043-432-0110	ヤングテレホン	0120-783-497
四街道市消防本部	043-422-0119『119』	千葉いのちの電話	043-227-3900
四街道市役所（子育て支援課）	043-421-6124	チャイルドライン	0120-99-7777
中央児童相談所	043-252-1152	いじめ S O S	0120-0-7831
子どもと親のサポートセンター	0120-415-466		

7 公表・点検・評価

- （１）学校いじめ防止基本方針は、年度後に点検を行い、必要に応じて見直し、ホームページで公表する。
- （２）いじめ防止等に向けた取組について学校評価等を用いて検証し、保護者・児童・教職員の評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- （３）学校のいじめ防止に向けた取組の検証を随時行い、改善に努める。

（令和 7 年 4 月～）

＜別表＞

いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討 【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○縦割り班の作成 ○SOS 出し方教室	○いじめ対策についての説明・啓発 【保護者会・PTA総会】
5月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【陸上競技大会】 ○縦割り遊び(5月)	
6月	○教育相談週間① (学校生活アンケート) (いじめアンケート) ○いじめ防止対策委員会① ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○縦割り遊び(6月) ○行事を通した人間関係づくり 【町探検・水泳学習・校外学習】	○保護者との情報交換 【授業参観】
7月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【校外学習・水泳学習】 ○縦割り遊び(7月) ○「いのちを大切に作るキャンペーン」	○保護者との情報交換 【保護者面談】
8月	○生徒指導に関する研修 (いじめ防止に関する研修) 【職員研修】		
9月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【宿泊学習・校外学習】 ○縦割り遊び(9月)	○保護者との情報交換 【授業参観】
10月	○教育相談週間② (学校生活アンケート) (いじめアンケート) ○学校評価の実施 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○縦割り遊び(10月) ○行事を通した人間関係づくり 【校外学習・運動会練習・運動会】 ○学校評価の実施	○保護者との情報交換 【授業参観】 ○学校評価の実施
11月	○児童に関する情報交換 【職員会議】 ○いじめ撲滅キャンペーン	○縦割り遊び(11月) ○行事を通した人間関係づくり 【宿泊学習・マラソン記録会・校外学習】 ○いじめ撲滅キャンペーン	○保護者との情報交換 【授業参観】

12月	○児童に関する情報交換 【職員会議】 ○「いじめ撲滅キャンペーン」	○縦割り遊び(12月) ○「いじめ撲滅キャンペーン」	○保護者との情報交換 【保護者面談】
1月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○縦割り遊び(1月)	○保護者との情報交換 【授業参観】
2月	○いじめ防止対策委員会② ○教育相談週間③ (学校生活アンケート) (いじめアンケート) ○学校評価の実施 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会】 ○縦割り遊び(2月) ○学校評価の実施	○学校評価の実施
3月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通した人間関係づくり 【卒業式】	○保護者との情報交換 【保護者会】